

令和2年第4回
河内町議会定例会会議録 第2号

令和2年12月3日 午前10時02分開議

1. 出席議員 12名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	服部	隆君
5番	高橋	稔君	6番	小更	雅之君
7番	諸岡	周示君	8番	牧山	龍雄君
9番	野澤	良治君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
危機管理監	野澤茂君
企画財政課長	北澤雅志君
経済課長	坂本紀幸君
上下水道課長	香取秀一君
教育長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	石山茂樹君
税務課長	伊藤英樹君
子育て支援課長	足立誠君
福祉課長	吉田茂久君
出納室長	石山由美子君
都市整備課長	仲代直人君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和2年12月3日（木曜日）

午前10時02分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町公有財産審議会条例の制定について
- 日程4. 議案第3号 河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程5. 議案第4号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第7号 河内町農業者トレーニングセンター及び運動広場施設使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第8号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第7号）
- 日程8. 議案第9号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程9. 議案第10号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程10. 議案第11号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程11. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
 - 日程2. 議案第1号
 - 日程3. 議案第2号
 - 日程4. 議案第3号
 - 日程5. 議案第4号
 - 日程6. 議案第7号
 - 日程7. 議案第8号
 - 日程8. 議案第9号
 - 日程9. 議案第10号
 - 日程10. 議案第11号
 - 日程11. 閉会中の所管事務調査の件
-

午前10時02分開議

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

よって、定足数に達しましておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、御了承くださいますようお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、空き家対策について、緊急通報システムについては、星野初英君からの質問です。

2、かわち学園での教育状況については、小更雅之君からの質問です。

3、広域避難を余儀なくされる場合の広域避難所について、地震の場合の避難について、学校給食については、佐川洋司君からの質問です。

4、環境改善対策については、高橋 稔君からの質問です。

5、農業振興対策について、行財政改革については、諸岡周示君からの質問です。

6、消耗品及び備品等の区分と管理については、山本 豊君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔10番星野初英君登壇〕

○10番（星野初英君） 皆様、おはようございます。10番星野初英でございます。

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回の質問の空き家対策については、先輩議員さんも含め、何度か質問させていただきましたが、地域の方々から、御近所に空き家が増えて困るので何かいい対策方法はないですかと聞かれました。人口減少による空き家対策については、今や全国的な問題であります。河内町においても、高齢化が進み、独居世帯もますます増えており、空き家になる可能性が今後増加することが目に見えている状況です。

個人の財産に自治体がどこまで踏み込むことができるか問題も多いと考えます。今回は、空き家対策と緊急通報システムについての2項目をお伺いいたします。

詳細は、自席にて質問させていただきますので、担当課長、町長の前向きな答弁をよろしく願います。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 初めに、空き家対策の現状について、仲代課長にお伺いいたします。現在、何件くらいの空き家があって、その中で、住める状態とそうでない物件があると思いますが、どのような状況なのか、お聞かせください。また、河内町において、今年、空家対策協議会が設置されていますが、その中で、今後の対策についての内容をお聞かせください。

続きまして、平成30年9月に定住促進の質問もさせていただいておりますが、いろいろな市町村の例がありますが、我が町の状況を見極めて、どのような進め方、対策が良いのかを町長を初め職員の方も考えてくださっていると思っておりますが、定住促進の今後の取り組み方について北澤課長の答弁をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 星野議員の御質問にお答えします。

当町の空き家対策の現状について御報告申し上げます。当町では、高齢化が進み、人口も減少しているところです。空き家になる要因の一つに、高齢の世帯が多く後継ぎが不在で、そのまま施設に入居するなどして空き家になるケースが考えられます。また、当町の住宅事情は、屋敷も広い住宅が多くあり、建築後の年数がかなり経過している建物など管理の面も含めて新たに入居するのは難しいと考えられるのが現状です。

御質問の空き家の状況ですが、平成28年度に河内町空家等対策計画を策定する際のデータによりますと65件が空き家として該当となり、そのうち4件について活用が見込まれるものとして確認しております。

このような中、町では、令和2年9月末に河内町空家等対策協議会を立ち上げ第1回の会議を開催したところであります。委員には、議長を初めとし、町議会議員、法務局登記官、司法書士、建築士、土地家屋調査士、宅地建物取扱業者のほか、警察、消防から委員を選出しております。協議会が行う内容は、以前にも申し上げましたが、空家等対策計画に関する事務及び空家等が特定空家等に該当するか否かの判断基準及び措置に関する事務を行う諮問機関であります。

なお、特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等を指しております。このような空き家について、協議会委員の皆様にご意見を伺いながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

また、今後の空き家対策について、平成28年度にリストアップした空き家について再度、確認作業を行っております。数年経過していることから、以前は管理されていたものであっても現在は管理されておらず荒れているもの、また、新たに空き家になったものもあろうかと思われまます。そういったものも含め、現在、確認中であります。

空き家については、本来、個人の財産でありますので、所有者自身が所有者の責任において適切に管理していただくことが前提でございますが、今後、リストアップした空き家やそれ以外の空き家についても増えることが考えられ、河内町空家等対策協議会において協議し、河内町空家等対策計画をもとに適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 星野議員の質問にお答えいたします。

本町の定住促進につきましては、平成30年9月の定例会におきましても星野議員から一般質問をいただいているところであり、その後の経過等も踏まえて御説明させていただきます。

本町の定住対策につきましては、平成28年3月に策定いたしました河内町総合戦略、また平成29年3月に策定いたしました第五次河内町総合計画の中でも若者世帯の定住促進を柱とした里帰り定住への助成制度を重要推進項目の一つとして掲げ、関係各課において施策の推進に努めているところでございます。

これまでの取り組みについてであります。まず、ハード事業といたしましては、子育て世帯を対象とした町営住宅の建設や教育環境の充実に向けた小中学校の統合によるかわち学園の設立、認定こども園の統合に向けたこども園の新設計画など、町内の子育て環境の充実化を進めているところでございます。

ソフト事業といたしまして、第2子以上への子育て支援制度である次世代育成支援金制度、中学生及び妊産婦の通院時の医療費の自己負担の無償化などを制度化し取り組んでいるところでございます。また、今年9月からは、義務教育児童及び認定こども園の園児の給食費につきましても無償としたところでございます。これらの施策を制度化し、継続していくことで、若者世帯の定住化に向けた効果につなげていきたいと考えております。

また、定住促進の施策の一つとして、各市町村において、空き家の有効活用を通して空き家問題の解消につなげることを目的に空き家バンク制度が注目されております。当課におきましても、先行して導入している市町村への視察を行うなど、制度概要について検討を進めてきたところでございます。

先ほど、都市整備課長から、空き家の今後の対策について説明がありましたが、今年9月に開催されました第1回河内町空家等対策協議会において示されました河内町空家対策計画の中でも、空き家の有効活用として空き家バンク事業の実施が掲げられていることから、こちらの制度の運用に関して協議を調え導入していきたいと考えております。

現在、平成28年3月に策定いたしました河内町総合戦略の推進期間の終了に伴い、第2期河内町総合戦略の策定を進めているところであり、この新たな総合戦略の策定に伴い、本町の人口ビジョンにつきましてもデータの更新を行っているところでございますが、今後も人口減少が進むことが見込まれることから、空き家バンク事業と並行して、より定住化に的を絞った形での施策につきましても検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 2回目の質問をさせていただきます。仲代課長、北澤課長、ありがとうございます。

我が町の空き家は、仲代課長の言われたように、新たに入居するのは難しい物件が多く、特定空家等に該当する物件もかなりあると思われます。特定空家に関しては、今後、空家対策審議会にて決定することですが、早めに2回目も開催し、現在の件数を把握していただきたいと思ひます。

特定空家への取り組みは、件数も多く、大変だと思ひます。その上、せつかく空き家を撤去したとしても、所有者が管理できなければ土地が再び荒れます。なかなか難しい問題と思ひますが、その土地の有効活用も考えられればと思ひます。倒壊等のおそれ、衛生上の影響等、様々特定空家に隣接する住民の方々は日々実感しながらも人間関係上、それを直接所有者に伝えられず、行政を頼りにするしかないと思われている方がほとんどだと思ひます。そこで今後、空家対策協議会で判定をされた特定空家等の所有者に対して、勧告、命令、最後には行政代執行という手続で進んでいくと思ひますが、特定空家等に悩まされている住民の方々、また解体したいが費用負担が大きく解体工事に踏み切れない所有者のためにもいろいろな議論はあると思ひますが、特定空家対策として倒壊のおそれ、衛生上の影響等のある建物の早期撤去を図るため、解体工事に対して助成制度を考えていただきたいと思ひますが、仲代課長、答弁お願いいたします。

続いて、定住促進についてですが、空き家の有効活用により、定住促進及び地域の活性化を図るために実施される空き家バンク事業を進めてくださり、制度の運用に関して協議を調え導入していきたいと答弁をいただきましたので、空き家バンクの登録の対象になる物件は少ないと思ひますが、早めに進めていただきたいと思ひます。そして、空き家バンクに登録した物件を対象とした改修費用の助成等もぜひ取り入れていただきたいと思ひます。

当町に移住される方だけでなく、現在、河内町に住んでいる方も対象にできればいいと思ひます。また、親が高齢になり見守らなければいけなくなつて河内町に戻つてくる方のために、家のリフォームとか増築する方のためにも定住促進奨励金を使えるように、少しでも河内町の方が減少しないような町独自の対策を取り入れてほしいと考えます。北澤課長の答弁をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 星野議員の御質問にお答えします。

御質問にありました特定空家対策として、早期撤去を図るための特定空家解体に伴う補助金は、現在、当町にはございませぬ。茨城県内におきましては、特定空家等解体に伴う補助金を交付している市町村は、平成31年4月1日現在、44市町村中4団体あり、補助率2分の1から3分の1、補助額30万円から50万円でございます。

解体撤去費用は、本来、所有者が負担すべきですが、先ほど星野議員からもありましたとおり解体後の土地の管理等の問題も出てくると思われます。このようなことから、様々な条件整備の必要があると考えられます。これらのことを考慮した上で、補助金等につき

ましては、町長を初め関係各課と調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） お答えいたします。

空き家バンクを既に導入している市町村におきましては、空き家バンクへの登録がある物件が売買または賃貸借契約が成立した際に誓約奨励金やリフォーム費用を対象とした助成制度を取り入れ、空き家バンクの活用促進を図っていることから、同様の助成制度につきまして、効果を踏まえ検討していきたいと考えております。

また、御質問にもありましたが、今後の施策の方向性といたしましては、当町に移住される方々だけでなく、現時点で河内町にお住まいになられている方々も含め、これからも長く河内町に居住していただけるような新たな事業の導入につきまして、財源の確保も踏まえて協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 3回目の質問です。仲代課長、北澤課長、ありがとうございます。

解体撤去費用は、もちろん個人の財産ですので所有者が負担するものだとは分かっておりますが、早期撤去を図るために、特定空家解体に伴う補助金を必要に応じて考えていただきたいと思っております。

定住促進の取り組みも、我が町に適した助成制度を取り入れていただき、少しでも多くの方が河内町に住み続けていただけるように、早めの対策をよろしく願いいたします。ここで雑賀町長の考えがございましたらお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 要は、空き家を解体する場合の補助金、これは空家等対策協議会が認定した場合には、ある程度強制的にできるというのだけれども、問題は費用ですよ。だから逆に悪用されないように、放っておいて特定空家に該当すれば、町でやってくれるのだったら放っておいたほうがいいでしょう。だから、更地になった土地を競売か何かで売却できればいいけれどもそれもできないといたら、非常にそのあたりはよく、今までの事例も含めて、町からお金を出すということであれば、やはり町民誰もが納得するような形でないといけないのかなと思っておりますので、よくこのあたりは法的にもしっかり検討しなきゃいけないというふうに感じました。

あと、定住促進ですけれども、北澤課長のほうから話が最後の頃あったと思うのですが、今、河内町に住んでいる方を、やっぱり河内町はいいなというふうな思いを持ってもらうことが、私は、それがその地域にというか人伝いで、河内はいいぞと、こんなこともある、こんなこともあるということで、例えば、高齢者にしてみれば、今度は、配食

サービスを月12回もやれるように今計画を早急に進めています。今は月2回ですから、それを12回にしようということです。それと、ほかでもやっていますけれども、小さい移動スーパーを軽トラにいろいろな物を積んで各地域を回るような計画を、それも実は今進めています。買い物難民の方、なかなか食事が取れないという方のためにも、それを早急に進めています。あとは、若い世代の人になるべく負担をかけないような形で子育てができるような施策も先ほど申し上げましたけれども、そういう形でやはりできることは早めに手を打とうということで、なかなか進まないのですけれども、早急にそれは指示しております。

ということで、今住んでいる人が安心して住んでいただける環境をつくるということが定住促進にもつながるのかなと、いろいろな問題を組み合わせて、一つだけじゃなくて、そういうものも含めて総合的に施策を同時的に進めていかないといけないのかなという感じがしておりますので、なるべくスピーディーにできることはやっつけようと思っていますので、そういうことでひとつよろしくをお願いします。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 雑賀町長、ありがとうございました。

河内町、たくさんのことを取り入れてやっつけてくださっていると思うのですけれども、きっとアピールが足りない部分もあるかなということも考えます。そういったことも検討しながら早急に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2項目めの質問をさせていただきます。緊急通報システムについて、吉田課長にお伺いいたします。機械を貸し出すシステムで、以前からある65歳以上の独居老人の方と、慢性疾患のため常時注意を要する方が利用されており、これがあることで安心して暮らせると喜ばれております。緊急通報システムについては、以前にも質問させていただきましたが、あくまでも固定電話でないと設定するのが困難ということですが、今現在の利用状況をお聞かせください。

現在、高齢者の方も、オレオレ詐欺が横行する中、高齢者がターゲットになるため、固定電話を持たない方も増えてきています。そんな中、柏市、埼玉県久喜市、北海道の帯広市では、携帯電話で利用できる緊急通報システムが構築されました。また、つくばみらい市では、赤外線で高齢者の見守りをできるシステムを導入いたしました。つくばみらい市に行って職員の方に説明をお聞きしてまいりましたが、河内町は稲敷広域でお世話になっていますので、我が町だけが変わることは今現在は難しいと思いますが、答弁よろしく願いいたします。

○議長（服部 隆君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 星野議員の御質問にお答えします。

平成18年から導入しております河内町緊急通報システムは、稲敷広域消防本部、N T Tと連携しており、対象者宅に通報機器を設置し、ボタン一つで稲敷消防通信指令室に発報

するシステムになります。御利用いただける要件といたしましては、星野議員のおっしゃるとおり河内町に居住するおおむね65歳以上の独居老人で、身体上の慢性疾患等のため常時注意を要する状態にある者に限ると条件づけております。

現在の利用状況でございますが、45名の方に御利用いただいております。また、通報機器1台に対する経費でございますが、本体価格及び設置費用に約8万円、2年に一度のメンテナンスに約1万円を要します。そのほか緊急通報センター運営負担金として、稲敷広域消防本部に年額9万円支出しています。利用者負担は、通話料金及び電気料金のみです。令和元年度1年間の発報件数ですが、救急8件、火災ゼロ件、誤報等が100件になります。その他、類似するサービスとしては、令和元年度より運用しております聴覚機能や言語機能に障害があり、音声による緊急通話が困難である方がスマートフォン、携帯電話のインターネット機能を利用し、稲敷広域消防本部に通報できるNET119緊急通報サービスも御利用いただけます。現在、2名の方に御利用いただいております。

御質問の携帯電話による緊急通報システム導入でございますが、現在のシステムでは、対応しておりません。今後、稲敷広域を組織する7市町村での需要や、御意見などを考慮し検討してまいります。

以上です。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 吉田課長、ありがとうございました。

河内町においても、聴覚障害者の方のネット119緊急通報システムが構築されております。同じシステムでは利用できないことは理解しておりますが、固定電話でなくても、オレオレ詐欺の心配することなく安心して暮らしていただくため、携帯電話でも使える緊急通報システムの導入について取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、小更雅之君、登壇願います。

〔6番小更雅之君登壇〕

○6番（小更雅之君） 皆さん、こんにちは。本日2番手、6番小更雅之です。

1年の締めくくりの月を迎え、1年を振り返ってみると、今も終息どころか第3波が訪れている新型コロナウイルス感染症が一大ニュースとなり、3密が今年の流行語大賞に選ばれるという結果となりました。国内では、新型コロナウイルスが感染を拡大している状況で、今までにない深刻な状況となっております。

私たちの住む茨城県におきましてもクラスターが発生するなど、1日に第1波を超える人数の感染者が、また60名を超える日も発生し、茨城県内で今までの感染者数が1,600人を超えており大変危機感を感じております。国内で1日の重症患者が過去最多を更新しているとの報道もされている状況であり、河内町としましても、高齢者の多い立場として、高齢者の重症率の高さを考えますと心配の絶えない状況であります。第1波を上回る第3

波での感染者数が拡大する中で、医療従事者の皆様におかれましては敬意と感謝を申し上げます。

かわち学園では、各式典の短縮などを伴い、議員として来校する機会もなく教育厚生委員会では状況の視察も考えておりましたが、コロナ禍の中、延期せざるを得ないと考えました。今回の質問は、新型コロナウイルス感染症に関連いたしますが、かわち学園の教育状況について3点ほど質問させていただきます。詳細については自席にてお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 6番小更雅之君。

○6番（小更雅之君） それでは、かわち学園の教育状況について3点ほど質問させていただきます。一つ目は、かわち学園も3月4日から5月18日までの臨時休校、そして分散登校を行い6月8日から通常登校になりましたが、学習面での遅れが心配されております。9年生におかれましては、1月から私立高校などの入学試験も始まることもあり、入学試験だけでも不安なのに、コロナの影響で生徒たちも大変不安に思っていると思います。学習面での遅れはないのか、学園全体としてお伺いいたしますが、現在の教育の状況について説明をいただきたいと思っております。

二つ目としまして、家族からの濃厚接触によるものの生徒が感染し、同じクラスの生徒が感染する、また生徒から先生が感染するなどのケースが発生しております。感染を最小限に控えるためにも、学園内におきましての感染予防策は欠かせないものだと思います。スクールバス内も密になる空間と考えられます。感染の予防のため、校長先生を初め、諸先生方、学園に携わる方々の負担も多く大変御苦労されている状況だと思っておりますが、感染予防のために行っている対策をお聞かせ願います。

三つ目としまして、子供たちにとって校内行事などの学校行事は思い出に残る大変楽しみなものだと思います。コロナの影響により、形を変えながら行われた行事もあるかと思っておりますが、中止になった行事もあったかと思っております。今までに行われていたものが今年にはできない、この年での行事参加は一度しかないのにできないという苦痛を感じさせているかと考えられます。子供たちに対するケアについての対応をお聞かせ願います。教育長、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） ただいまの小更雅之議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、教育の現状ですが、6月の定例議会におきまして、宮本秀樹議員からも新型コロナウイルス感染予防対策下における学力の維持向上についての御質問をいただきました。以来5か月が経過しております。

今ありましたように、6月8日から通常登校を再開し、現在に至っているわけですが、授業時数等の確保のために、実際、夏休みは2週間に短縮しまして、県民の日（11月13日）も授業日として授業を展開しました。そのような状況の中で、児童生徒、これはもち

ろんのこと教職員の皆さんにも過重な生活を強いてまいりました。その間、保護者の皆様の御協力もあり、3月からの学習の遅れは11月、先月いっぱいに取り戻すことができました。この間、特に9年生に対しましては7月から7時間授業を行いました。さらに、9年生を担当する教職員の皆様の負担は大きかったものと思います。しかし、生徒のためならばと努力していただいた教職員の皆さんの勤務ぶり、これはねぎらうに値すると思っております。今月からは、余裕を持った学習活動の展開ができますので、その内容をさらに定着させるための学校生活に期待してまいりたいと思っております。

感染予防対策ですが、3月の定例議会に同じように、高橋 稔議員からも御質問をいただきました、以来9か月が経過しておりますので、その状況についてお答えしたいと思います。

児童生徒へ、まずは毎朝の検温、マスクの着用、手洗い、うがいの励行、アルコール消毒液の利用、ソーシャルディスタンス確保、さらに換気の徹底、この内容のことをまず啓発、徹底してまいりました。保護者の皆さんに、家庭内での衛生環境の維持と予防対策の励行をお願いしてまいりました。特に、マスクに関しましては、議員の皆様を中心にたくさんの方から寄贈いただきました。これでもって、学校生活の安全も確保されておりますので、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

学校では、日々500人からの児童生徒、教職員、調理員等々が生活しておりますので、安全な生活環境を維持することは大変なことですが、5月19日から分散登校を開始し、その間、学校では衛生環境維持のために、児童生徒の机や椅子、それから昇降口、トイレ等あらゆる場所の消毒等をアルコール消毒液で教職員の皆様が手拭きで実施してまいりました。これは物すごい過重労働になりますし、子供たちが帰ってからの作業ですので、長時間の勤務も促すようなことになってしまいました。しかし、6月下旬になりまして、消毒液を電動スプレーで噴霧する機械が手に入りまして、これですと手拭きでやっていた部分を噴霧することで短時間で消毒できますので、先生方の携わりは少なくなりました。スクールサポーターを県から派遣されたことで、結局、そういう除菌的なものとか、先生方の多少の印刷のお手伝いであるとかできるようになりましたので、先生方の過重労働も少し軽減され、さらに児童生徒の安全も確保されるということで安心な形ができております。

それから、非接触型の体温計につきましては、現在、全てのクラスに1台ずつ設置してあります。これはなぜかといいますと、コロナ感染もありましたが、今後、インフルエンザ等も懸念されます。昇降口で忘れた子の検温をすることも大切なことなのですが、あまりにそこでむき出しで子供たちを呼び止めて検温することで、子供たちもショックを受けますので、できるだけ担任がそっと検温できるようにしました。これも子供たちの気持ちを守る上では大切なことであると思ひまして、現在は学級1台ずつあります。

それから、校舎も御存じのように新しいものですから、換気をする場合にすごく役立っております。空調設備が完備されているということもありますけれども、廊下側の、特に

前期課程の子供たちの教室、全部オープンになりますので、それでもって広い廊下がありますから換気が十分にできます。これは新しい校舎であるということの利点からであると思います。

夏の間は、体育館が非常に暑くなりますので、4台の大型の気化冷風機を設置しました。これは移動型ですので、この後、体育館のほうには、工事が進めば空調設備が整いますが、その後その4台を有効活用できるようにということで移動型にしてあります。例えば、町の体育館で使用することも可能です。

今度は冬季に入りまして、そこでの換気ということは非常に大変なことです。授業中は暖房を取っています。どこで換気するのだということになります。廊下側を開けるとか、授業の合間に外側の窓を少し開けるとかということで換気を確保しながら、コロナ対策、インフルエンザ対策をしてまいりたいと考えております。

スクールバスにつきましては、10台運行させていただいておりますが、これも二つの業者に徹底して消毒するように依頼しています。運転手さんたちが朝消毒をし、終わったあと同じように手拭きで行っています。電動の噴霧機を利用して環境整備をしている業者もあります。これも同じように徹底してお願いしてまいりますが、おかげさまで、これまで児童生徒、教職員、感染者ゼロです。これからもこういう状況が続くことを願って対策を維持強化してまいりたいと考えております。

学校行事につきましては、こういう状況の中で、本当に子供たちが楽しみで、その学年でなければ味わえない行事がたくさんあります。特に校外での行事は全てこちらの指示で中止いたしました。ただ、9年生だけは、修学旅行にかわって、11月上旬にまだ県内の感染状況が下火になっていましたので、土浦、阿見方面に1日研修という形で実施してまいりました。これも無事、子供たち元気に戻りましたので、9年生にとってはいい思い出づくりができたと感じております。

それから、校内の行事につきましては、工夫が必要でした。ソーシャルディスタンスの中でこういう事例もあります。音楽の授業で、音楽室で子供たちが合唱練習をすることは禁止されています。結局、つばが飛ぶ等でかなり音楽の授業等には支障がありました。体育祭については、三つのブロックに分けて実施し、合唱祭は、通常の文化祭は全校ではできませんので、後期の生徒3学年だけ工夫をして実施いたしました。当然、保護者等の参観はなしということで行いました。

ただ、ここ数年前から地域の方々のお支援なり御協力をいただきながら実施してきた学校農園での活動は例年どおり展開できました。本当に、子供たちが生き生きと農園の中で種をまいたり、植えたり、収穫をしたり、その収穫を喜んだりという姿が見えました。地域の皆さんの御協力に感謝申し上げます。今後ともこの行事については実施していきたいと考えております。

加えまして、ちょっと視点が違うかもしれませんが、子供たちにとって、学校生活の中

で一つの楽しみに給食があります。学校給食については、当初、県からは、こういう非常事態なので品目を一つ減らしてもいいと、もうちょっと簡易なもので提供してもいいという連絡がありましたけれども、我が町の場合には、自校給食で調理員さんたちの協力もありまして、それまでと同じ内容で充実した給食が提供できております。これは子供たちの健康を維持するためにも大事なことですので、こういう利点がありました。本当に施設設備が新しく、職員の人たちの思いも強かったことに感謝を申し上げたいと思います。

このような未曾有な社会状況の中で、児童生徒はお互いの健康を気遣いながら、また、教職員はこれまで以上に子供に寄り添いながら生活をしていただいております。長期戦になっておりますが、これから一日も早く子供たちが笑顔で学校生活が展開できるようになることを祈るばかりです。

以上です。

○議長（服部 隆君） 6番小更雅之君。

○6番（小更雅之君） 答弁ありがとうございました。

学校行事の短縮及び中止の決断は、大野教育長を初め学園関係者の方々には苦慮の決断だったかと思えます。生徒が健康で安心安全に学ぶということが脅かされております。現在、感染者が出ていないので最善の策が講じられていると信じております。

今月18日をもちまして退陣される教育長に最後にお聞きします。これからの学校教育について思うこと、また、これからの教育に願うことなど何かあれば最後にお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（服部 隆君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） ありがとうございます。

何と申しますか、かわち学園、現在の状況になりまして、中学校統合から義務教育学校としてスタートし3年目、本当に議員の皆様には、統合から今日まで大変お世話になりました。また、町当局の雑賀町長様を初めたくさんの方の御支援なり、御協力をいただいて今日あるわけなのです。これからのかわち学園の教育は、目指すものは地域ニーズに根差した教育です。ICTとかいろいろなことが今取り沙汰されております。GIGAスクール構想等いろいろなことがあります、それらも予算化していただきました。先生方の働き方改革を目指したものではありませんが、校務支援システムを導入されます。これは先生方の働き方改革を主としたものであると、私は考えておりません。全て最後には子供のためにあるものです。今後、かわち学園では地域に根差した教育をしていただくことです。「かわち学」の出版もそのためです。学校農園の運営経営も同じです。これらは地域の人の協力がなければできないことです。いち早くコミュニティスクール、学校運営協議会も立ち上げて今年で3年目になりますが、これも地域の方のメンバーでもって学校を支援する応援団の集まりです。この人たちの応援もすばらしいです。いろいろな方の、本当に地域の方の応援をいただいて学校は成り立つものです。私が一番の望むのはやはり地域に根

差した学校をどうするか、皆さんの応援をどう取りつけるか、それが大事なことかと思っております。私、18日で本当に退任させていただいてありがたいのですが、今後とも、皆さんで、かわち学園、橋爪校長を中心に頑張っております。子供たちも元気に生活しております。支援なり苦言を呈されても注文されても構いませんから、ぜひ学校をさらにさらに育てていってあげていただければありがたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（服部 隆君） 6番小更雅之君。

○6番（小更雅之君） 大野教育長、ありがとうございました。長きにわたり教育長として子供たちの教育に御尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。

教育には、愛情が欠かせないものだと思いますが、たくさんの愛情をかけていただいたと思います。私も教育長が教員時代には思い出に残る愛情をたくさんいただいた一人ですが、長きにわたりお疲れさまでした。大野 繁氏のこれからの御健勝を御祈念申し上げ、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） ここで、暫時休憩いたします。

10分の休憩とします。

退席を許します。

午前10時52分休憩

午前11時01分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

次に、佐川洋司君、登壇願います。

〔2番佐川洋司君登壇〕

○2番（佐川洋司君） 改めまして、おはようございます。2番佐川洋司です。よろしくお願いたします。

先月11月29日に、日比谷公園で大規模なデモがありました。もちろんメディアの報道はありませんでしたが、アメリカ大統領選挙に関するものでした。その中でのマスメディアに対し、マスメディアは国民をだますな、偏向報道はやめろ、マスコミは正しく報道せよという横断幕が目立ちました。なぜなのかと思って調べたところなのですが、マスメディアの株の大半が海外の企業が保有するという現実でした。マスコミへの日本の信頼度は77%、アメリカは20%といわれていますが、皆さんの判断次第では、これからの日本のあり方に与える影響は大きいと私は考えます。

それでは、これより町民の目線に立って質問をさせていただきます。簡潔な御返答をよろしくお願申し上げます。では、通告に従い一般質問を行います。

1項目は、広域避難を余儀なくされる場合の広域避難についてお聞きします。2項目は、地震の場合の避難についてお聞きします。3項目は、学校給食についてです。全て3項とも安心安全に関わる優先事項に対してお聞きします。詳細は自席にてお伺いたしますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） それではお聞きします。防災ガイドブックの2ページに記載されている広域避難所についてお聞きします。防災無線等で開設情報を確認の上、避難することとなっていますが、指定の避難所には、あらかじめ飲料水や毛布など収容人数分の用意がされているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（服部 隆君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 広域避難所への災害備品の配備について、佐川議員の御質問にお答えいたします。

町は、災害対応に備えて飲料水やライスクッキー等の非常食、毛布等の災害備品を備蓄しており、福祉センター、中央公民館、つつみ会館の防災倉庫や旧JA河内支所に配備しております。

御質問いただきました防災ブックに記載しております稲敷市、阿見町、美浦村の広域避難所への飲料水や非常食等の災害備品の配備につきましては、広域避難所の開設に当たり、町から必要な災害備品を搬送することを予定しておりますが、災害状況に応じて、災害時相互応援に関する協定による支援として避難先市町村に対して食料や飲料水、生活必需品等の提供を依頼することも必要と想定しております。人数分に対しては十分な量が確保できるとお願ひしております。

なお、防災ガイドブックでは、災害に備える自助の一環として、避難の際に持ち出すための非常時持ち出し品や災害発生から数日間、自給自足で過ごすために必要な飲料水や食料等の備蓄品について具体的な物品の例を示しております。

以上であります。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

それでは、広域避難所についてなのですが、今の現状で新型コロナウイルスに対応した収容人数の把握はできているのでしょうか、お聞きします。

○議長（服部 隆君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 広域避難所に関しては、ある程度、把握をしております。御質問についてお答えいたします。

避難所でのコロナ対応としましては、ダンボールベッド、ダンボール間仕切り、テント、簡易トイレ等を購入し、職員向け講習会を実施しました。また、通常の避難所のレイアウト、熱等のある避難者のレイアウト等や換気方法及び動線などを講習し、資機材の組み立て等も併せて訓練をしたところであります。

以上であります。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君）　ということは、はっきりした収容人数の把握というところまでは
いっていないということなのですか。

○議長（服部 隆君）　野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君）　従来の避難所から新型コロナウイルスが、コロナ禍の現時
点、国からの示された基準に基づいて、現在見直しを行っているところであります。

以上です。

○議長（服部 隆君）　2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君）　ありがとうございます。

それでは次の質問に入ります。

開設情報は、警戒レベルのどの段階で確実に出されるのかということをお聞きしたいと
思います。よろしくお願いします。

○議長（服部 隆君）　野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君）　お答えいたします。利根川等の洪水のおそれがある場合に、
気象情報や避難情報の種類に応じた住民が取るべき行動についても、防災ガイドブックや
洪水ハザードマップ等に掲載してありますが、町が防災無線で発令する避難情報としては、
避難準備情報、これは高齢者等避難開始になります。それから避難勧告、また、避難指
示、これは緊急なものがございます。これらの避難情報は、町が河川の水位や気象情報等
を総合的に判断して発令しますが、利根川の場合、利根町の押付水位観測所の水位を避難
基準水位としております。

例えば、避難準備、高齢者避難開始に当たっては氾濫注意水位である5.75メートルとな
ります。なお、避難基準水位は国により適宜見直しがされていますが、今年7月3日、4
日に発生した熊本県人吉市の球磨川の氾濫で見られたように、避難指示が出されたのが朝
方の5時15分でした、豪雨と就寝時間帯ということもあり、住民の周知が思うようにでき
なかったということです。そして結果的に多くの犠牲者、被災者が発生しました。

町の考え方としましては、空振りを恐れることなく早めの避難を行う予定で日没前の明
るい時間帯に避難情報を防災無線で周知する考えであります。そして重要なことは、各家
族ごとのマイ・タイムラインを作成し、有事の際に自主的に難を逃れるすべをつくってお
くことが大切であると考えます。

以上です。

○議長（服部 隆君）　2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君）　ありがとうございます。

それでは、例えば、町民が避難にかかる時間はどのぐらいと考えていらっしゃるの
でしょうか。

○議長（服部 隆君）　野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君）　こちらが情報を出す時期としましても状況によって違いま

すので、総合的な判断をして、また、住民に対しては、今までもガイドブックの説明で話しましたが、早い段階で危機感を持ったらすぐに知人や町外の親戚等へ避難することを推奨しております。

以上であります。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。第2項、地震の場合の避難について、防災ガイドブックの7ページでは、避難場所や避難方法について記載がないので、どのような対策を講じているのかをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（服部 隆君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 防災ガイドブックにおける地震対策の記載が不足しているとの内容で、それにお答えいたします。

町が本年度作成しました防災ガイドブック及び洪水ハザードマップは、町の災害対応において大きな課題である利根川の洪水から身を守るということを主な内容としております。大地震については、地震と洪水、地震と火災といったような複合型の災害となります。考え方は、防災ガイドブックに記載のとおり、地震対策はもとより火災対策、応急手当、町内の避難所など、全体を把握しておく必要があると考えます。

以上であります。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

水害と違い地震の場合の避難経路や火災などに備えた危機管理、危険予知をされていると思いますが、例えば、どういうことを今予想されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 地震につきましては、住民避難というのは、各自が行うように計画しております。安否確認それら等は民生委員や消防団が行いますが、搬送については、近所で助け合う自助、共助が重要となってくると考えます。そこには、自主防災組織の組織づくりが必要不可欠なものとなります。

作成に当たっては、各自治会がリーダーをつくり、例えば、議員の皆様方が積極的に後押しをしていただいで手本を示すことで地域の自助力が生まれ、共助に発展していくと思います。先ほども申しましたように、今後も依頼があれば住民説明会を行っていき、住民の生命を守るために地元の災害減災に邁進していくところであります。

以上であります。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） 最終的に必要なことというのは、町民一人一人が安全に避難ができるかということだと思います。ぜひ具体的に誰が誰をどんなふうにするのかということ

ろまで考えていただけると町民の意識の向上につながるのではないかと思います。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 私のほうから補足ですけれども、佐川議員、毎回河内町の防災に関して非常に一生懸命考えていただいていること本当にありがとうございます。

補足ということでありますけれども、それは、一つは野澤管理監のほうから話が出たように、やはり弱者については町でも把握をして、それについてお手伝いをするということが基本的に考えておりますけれども、一般の方については、例えば、どういうふう避難するかというのは、本当に地震は突然起きるわけですから、そうしますと、自分の身は自分で守る、隣近所で協力し合う以外にないのです。そしてその後に、今度は実際の消防とか自衛隊とかが駆けつけてくるということで、基本的には、瞬間的に起きたものについては我々も同じなのです。現実的には、自分の身は自分で守るしかなくて、家庭の中でどうしよう、こうしようと話し合うしかないのです。

ですから、それは先ほども申し上げたように、自主防災組織というのが実は大事になってきます。ですから私も、この機会に、地元の区長に自主防災組織をやろうよと、つくろうということを真剣に思っております。ですから、佐川議員におかれましても、地元の区長さんに働きかけをして、ぜひとも自主防災組織をつくっていただきたい。今日、議員さん12名おりますから、各地元の区長さんにお話していただいて、私も含めて12プラス1で13が新たにできるんじゃないかというふうになんて感じました。

それと、利根川の水が増水して地震が起きたときが一番私は心配だと思っているのです。利根川の堤防の強化というのは、国交省が茨城県側も千葉県側も同じだという考え方ですけれども、今、考えているのは、茨城県側の特に関内町は、利根川がもし切れた場合には全町内が水没するわけです。これはとんでもないことなので、直接国のほうに、河内町そして稲敷市の一部もそうです。利根町、龍ヶ崎市、首長4人で、要望に行く段取りをしております。ですから本当に、一瞬にして水没してしまうということが日本全国で恐らく河内町ぐらいですよ。一つの町が水没してしまうなんて、これはとんでもないことですから、国土強靱化も含めて要望しようということで今月行く段取りをしております。

そういうことで、我々できることはしますけれども、地域の住民の方も、例えば、避難準備だと言っているのに大丈夫だろうといっちはみんな避難しないですから、現実そうなのです。それをやっぱりそういうことが出たら避難しようということを自主防災組織の中で話し合ってもらって、避難準備が出たらみんな逃げようということをやっていないと、幾ら我々が防災無線で放送しても町民は動かないのです。ですから自主防災組織というものも、危機管理監がこの間も区長さんに一生懸命説明していただきましたけれども、人ごとなのです。ですから、そうならないためにも、私も、今日の佐川議員の質問に本当にこのままじゃだめだなということで自主防災組織を立ち上げなきゃいけないと、それが佐川

議員がおっしゃるような防災減災につながると思っていますので、どうか一緒になって進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

野澤さんにも大変お世話になっているのですが、よくやってくれてもらっています。うちの地区でも、実は防災組織まではいかなくても、救命講習だったりということを取り入れようと思ってそういう話は進めるのですが、ところがコロナの影響でだめですというふうに断られている状態が続いています。組織をつくってという形ではなくても、そういう形で少しずつ進めていければと思っております。ありがとうございます。

続いていいですか。

○議長（服部 隆君） 続けていいです。

○2番（佐川洋司君） 続いて、3項目の質問に移らせていただきます。

学校給食についてですが、食の安全性は健康に直結する問題ですが、どのような取り組みをしているのか、お聞きしたいと思います。例えば、GMと呼ばれる遺伝子組換え食品や食品添加物等についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 佐川議員の質問にお答えします。

安全安心な学校給食を提供するための町としての取り組みについて御説明いたします。

取り組みといたしましては、文部科学省が定める学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に準拠した実施体制並びに衛生管理を行っております。

一つ目は、調理段階での安全がございまして、具体的には、調理施設はドライシステムを採用するとともに、汚染区域と非汚染区域を明確に分けた施設となっております。また、学校薬剤師や保健所の指導のもと食中毒対策として衛生管理の徹底を図っており、調理員への衛生講習や食材及び施設内の衛生状態を確認するため衛生検査を定期的に行っております。

次に、異物混入の対策といたしましては、お米は河内町産コシヒカリを使用しておりますが、石などの異物やカメムシ被害などによる着色米を取り除くため、色彩選別機の感度を高く設定して選別をお願いしております。また、野菜は、虫の混入や有害微生物による食品汚染を防ぐため、調理員が三槽シンクで流水により十分に洗浄するなど調理段階での安全対策の徹底を図っております。

二つ目に食材の安全がございまして、給食に使用する食材は、食育としての地産地消の観点から、米、野菜、加工品など可能な限り町内で生産されたものを使用しております。その中で、地元生産者から直接納入していただいた作物や学校農園で収穫した作物につきましては、毎年使用する前に放射能検査を行い、放射性物質が検出されないことを確認してか

ら使用しております。

農作物の産地は、一番に河内町産、河内町産がなければ茨城県産、茨城県産がなければ国産という優先順位で使用をしております。また、加工品の原材料は一部中華の調味料を除き中国産と遺伝子組換え作物については使用をしております。さらに使用する食材の選定に当たっては、原材料配合表を確認した上で可能な限り食品添加物の含まれていないものを選んでおります。

三つ目にアレルギー対応です。河内町の現在のアレルギーへの対応方針はアレルギーにより食べられない食材がある児童生徒がいる場合は、その食材自体を使用しないという対応を取っています。例えば、卵アレルギーのお子さんがいれば、加工品のつなぎとしての使用を含め卵は提供しないというものです。これは誤食を防ぐことと、皆が同じものを食べられるという点で有効な取り組みと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

給食について、もう一つ根底的に大事なことがあると思います。農薬の残留基準というのは御存じだと思いますが、今までのその基準値が大幅に2018年に緩和されています。今までの基準値というのは、摂取しても健康に悪影響を及ぼさないというところが基準で、その数値の100分の1のうちの80%というのがこの基準値でした。ところが2018年に残留基準が引き上げられているのですが、とんでもない数字になっています。

引き上げられたことは御存じでしょうか、御存じないですね。ちょっと説明させていただきます。農薬というと除草剤と殺虫剤に分かれると思うのですが、除草剤というとグリホサート系、農業に関わっている方は御存じだと思います。殺虫剤はニコチノイド系というものがほとんど使われております。この緩和倍率なのですが、分かりやすく言うと、小麦の場合なのですが、今までは5ppmだったものが30ppmに緩和されています。ソバは150倍に緩和されています。牛肉は2.5倍、これは世界の食品規格の100倍といわれている数字です。殺虫剤に関しては、EUと比較で、イチゴは60倍です。ブドウは10倍、お茶は何と600倍です。お茶に関しては洗って落とすということができないので、どういう感覚で600倍というふうに緩和されているのかということのも大変な問題だと思います。トマトは2倍になっています。そしてキュウリは6.5倍に緩和されています。

この除草剤と殺虫剤の成分なのですが、除草剤の成分は実は枯れ葉剤に使われている原料のグリホサートです。腸の機能障害やがん、パーキンソン病を引き起こす原因ともなっています。そういう研究結果が発表されております。神経の伝達にも影響し、記憶、学習の発達に悪影響を及ぼす可能性もあるとされております。ですが、日本の場合に小麦に関しては9割が輸入に頼っています。その9割のうちですが、アメリカ産の98%から残留農薬が確認されています。カナダ産の100%から確認されています。オーストラリア産の

48%から確認されています。こういう現状なんです、調べれば調べるほど、どうなっているのだろうかという感覚でしかありません。

今は、除草剤の話をしました、殺虫剤に関しても、ニコチノイド系の殺虫剤があるのですが、これが浸透性が高く種や根に散布すると収穫まで防虫効果が続くという、神経毒性があり、脳の発達段階の子供たちにおいては脳の発達障害が懸念され、たんぱく質と結合しやすく体内に残留しやすいという報告が出ています。これに関しては、摂取した場合に親が摂取すると孫の代まで健康被害が出るという報告までされています。こういう報告まで出ているのですが、今聞いてどうお感じになりましたか、町長、教育委員会にお尋ねいたします。

○議長（服部 隆君） 一般質問は、町の一般事務についてできることとなっていますので、簡潔な質問をお願いします。

雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 佐川議員、本当におっしゃるように、非常にすごい数字が出ていますけれども、ただ、現実的な問題として、今の学校給食については、一応、私も詳しいことは分かりませんが、そうしますと、私たちが普通買い物してきて自宅で食っているものもみんな全て心配になるわけです。ですから、今、学校給食で使っている食材とか私たちが食べているものというのは、一応、安全だということになっているわけですから、佐川議員おっしゃったようなものについては、やはりもっと国のレベルでしっかりと議論していただいて、我々の段階では今出ているものを信用して食べるしかないという形の対応しかできないのです。

学校給食については、局長が言ったように、いろいろとしっかり考えた上で食材を選んでいるという現実がございますので、そのあたりは、佐川議員が心配するようなことも踏まえて、今後とも給食の提供の食材については、しっかりとできる限り安全なものを使わせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

実は、私がこういう話をするというのは、学校給食に関してのことでこういう話を出しました。恐らく皆さんはこういう基準についてほとんど知られていないものだと思います。

今回、こういうことを取り上げたというのは、学校給食にぜひ有機食材の給食をお願いしたいと思ってということが根底にあってこういうお話をしました。例えば、世界、フランスとか、スウェーデン、ドイツ、イタリア、台湾、韓国などはこの転換が進んでいます。まして、フランスでは有機栽培の転換が選挙の争点になるのです。こういうことを皆さん興味があります。有機農業に転換後5年間は補助金が出る、こういう仕組みをフランスはあります。韓国なのですが、2021年、来年ですね、ソウル市内の全ての小中高校で有機の無償給食が始まります。そして妊婦への有機食材の配付をする仕組みづくりが始まってい

ます。日本でも有機給食を始めている保育園、学校などがあるのですが、アトピーやアレルギー、欠席日数の減少、落ち着いて授業を受けられる生徒が増えたなどの効果が出ているところが確認しております。

今、雑賀町長のほうから話がありましたが、国のほうで安全と言われている基準しかないということです。けれども、食品安全委員会と厚労省というのは、農薬のための毒性試験をするところなのですが、ここでは、子供に対しての考慮は一切されておられません。胎児と子供は化学物質への感受性が大変強いのです。というところがありましたので、ぜひこういう状況を見据えて給食への対応をお願いしたいと思って、今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、高橋 稔君の登壇を願います。

〔5番高橋 稔君登壇〕

○5番（高橋 稔君） 改めまして、こんにちは。5番高橋 稔でございます。

第3波に突入した新型コロナウイルスは、全国的に猛威を振るい、連日過去最高の感染者が報告されております。このような中、学校の児童生徒等の感染も増加し、クラスターの可能性にも言及しております。子供たちの健康被害が危惧されますが、適切な対応そして教育現場ではクラスターを発生させないよう徹底した対策を行っていただきたいと思っております。

また、今年も師走に入り、例年であれば、忘年会で盛り上がりを見せる時期ではありますが、今年是我慢のシーズンであり、感染対策を徹底して一人一人が緊張感を持って感染拡大防止を図っていくことが肝要であります。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は、環境改善対策についての質問をさせていただきます。

河内町の水道水は、霞ヶ浦の水が水源であり、生活用水として各家庭に供給されております。その霞ヶ浦に流入している新利根川は、水質汚濁が進み、多くのごみが捨てられており、加えて特定外来生物が繁茂するなど非常に劣悪な状況にあります。安全安心な生活用水を確保するためにも、新利根川の水質浄化は必要不可欠であり、早急な対策を講ずる必要があります。

このことは、河内町単独で解決できる課題でないことは承知しておりますが、町は、この現状をどのように捉え、どのように取り組んでいくのか等についてお伺いいたします。

詳細については、自席に着いて質問いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 利根川を主体とした環境問題についてであります。以前にも同様の質問をしておりますので、重複するところがあることを御了承願います。

特定外来生物のナガエツルノゲイトウが新利根川の自然環境を著しく悪化させているばかりでなく、生態系のバランスにも悪影響を及ぼしかねないほどに繁茂しております。特

に河内町流域は、他の市、町とは比べものにならないほど大量に繁殖しており、何ら対策も講じずこのまま放置してしまうと近い将来全ての水面が覆い尽くされてしまい、新利根川の水質浄化はおろか町の景観を著しく損ねる要因となることは必至であります。

現在、茨城県近隣市町及び団体による特定外来生物除去の連絡協議会が存在するとのことですが、連絡協議会では、このような現状をどのように認識しているのか、そして改善策に対する議論は、どの程度行われているのかを都市整備課長にお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 高橋 稔議員の御質問にお答えします。

現在、新利根川における特定外来植物、ミズヒマワリやナガエツルノゲイトウ等について、これまで河内町のかわせみクラブによるボランティアや、茨城県による除去作業を行っておりますが、繁殖力が強く年々繁茂している状況にあります。

このような中、茨城県自然環境課主催で新利根川を直接管理している竜ヶ崎工事事務所において、茨城県、龍ヶ崎市、稲敷市、利根町、豊田新利根土地改良区、新利根川土地改良区、河内町による新利根川流域ミズヒマワリ等除去にかかる連絡協議会が開催されております。その会議においてお互いに状況を報告しております。

茨城県では、予算の範囲において除草作業を行っているところであり、利根町は一部対象地区の区長及び職員が除草作業を行っております。龍ヶ崎市、稲敷市、両土地改良区は、当該河川の確認作業のみということです。

当町では、ボランティア組織である新利根川を守る会かわせみクラブが河川の清掃、特定外来植物の除草を町の職員も一緒に参加し行っている状況について報告しております。それぞれの団体で特定外来植物除去については温度差があり、対応が違うということで、協議会としてまとまった対応が難しいと考えられるのが現状でございます。

以上です。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） ただいま都市整備課長の答弁にもありましたが、4年ほど前から町のボランティア団体の手により、新利根川の清掃を兼ねてこのナガエツルノゲイトウの除去作業が行われております。町は、茨城県に対し、この団体の経費について補助の要請をしているとのことですが、今年度は、茨城県からの補助金が受けられず、作業時の保険加入金やお茶代等をボランティア団体の代表者が負担しているのが現状です。町はこの状況を把握していることとは思いますが、看過することなく、県に対し積極的な働きかけを行い団体へのサポート体制の強化を図っていただくべきと考えます。そして、町と団体との連携を密にして活動しやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

この団体は、試行錯誤しながらいろいろな機材を自作して定期的に活動を行っておりますが、人為的作業には限界があり、満足のいく成果が得られないまま今日に至っております。茨城県では、4年前に8,000万円もの予算を計上し、業者による除去作業を行いました。

た。一時は、きれいになったかのように感じましたが、2年後には元の木阿弥になってしまい、現在は、我がもの顔にはびこっております。新利根川周辺にお住まいの方々や近隣市、町でもどうしたものかと考えていることとは思われますが、一向に話題に上らないのは非常に残念でなりません。自分の住んでいる町、地域に関心を持たない、愛着を持たない、誇りを持たないのであれば、目に見えて町は衰退の一途をたどることになるのではないのでしょうか。

川でも、沼でも汚いところにはごみが捨てられてしまうのは常です。新利根川も例外に漏れず、たくさんのごみが存在しております。この状況を見るに見かねた善意の方々が船を使ってごみの回収を行っておりますが、ごみは一向に減らず、河川環境の美化にはほど遠いものがあります。ごみを捨てる人には、環境改善に力を注いでいる方々がいることを理解してほしいものです。ごみを捨てる、時には岸辺でごみを燃やすといった行動が新利根川の水質汚濁の原因の一つにもなっております。河内町を縦断する川ですから、良い環境に戻すことは河内町の責任でもあるように感じます。50年、60年かけて破壊してきた環境をこれ以上悪化させないための対策を講じるとともに、この劣悪な環境を改善する責任が我々にはあるのではないのでしょうか。

ナガエツルノゲイトウの生命力、繁殖力は極めて旺盛であり、完全に消滅をさせるまでには至らないのではないかと思います。除去したそばからまた活気づいてくるといった状況であり、いわゆるたちごっこ状態ではありますが、手をこまねいては何の解決にもつながりません。

この際、近隣市、町に先がけ河内町が変革の先駆者として行動を起こすべきと考えます。以前にも紹介させていただきましたが、水草の草取り、集草、ヘドロ上げ等の作業が可能なクローラー式水陸両用水草刈り船浮き丸があります。この船は、新利根川の水辺の環境改善の救世主であり、先般、かわち水と緑のふれあい公園にある不動免沼の除草作業を実施した際にその実力は実証済みであります。そこで再度の提案であります。特定外来植物除去の連絡協議会と協議の上、この浮き丸を河内町で購入し、ボランティア団体とのタイアップにより運用してはどうかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 高橋 稔議員がおっしゃるように、私もかわせみクラブに参加して何回か作業をしました。本当にもうへとへとになるぐらい、あれ水の中に入っているものですから重くて手にはまめができるし、とにかく大変な作業をした覚えがございます。

先ほど8,000万円かけてきれいになった後、ああ良かったなと思っていたのですが、あっという間に両側から繁殖してきて、川の真ん中でくっつくぐらいの勢いでまた増えてきているという状況です。そしてそこにまたごみがたまっているという悪循環なんです。ですからこれは基本的には竜ヶ崎工事事務所の管轄ということなのですが、今、河内町では、農地の道路を中心として非常に町内がきれいになって、本当に見違えるよう

になっているのですけれども、新利根川を見ると本当にがっかりきちゃっているのです。ですからこれをやはり何とかしなければならぬということで本当に非常に強く今そういう思いがあって、ボランティアで対応できるものも超えてしまっているという感じがします。それには、やはり行政が関わらなきゃいけないのですけれども、何せ町の管轄じゃないのですけれども、やっぱり一歩踏み出すことが必要ではないかというふうに非常に今感じています。

ですから、これからそういう機関と交渉しながら、町のほうとしても、基本的には河川管理は県ですけれども、県がやらないのであれば、やはり何かの対策は考えなきゃいけないと思っています。そしてもう一つ、やはりごみを簡単に捨てるとか、燃やすということを考えますと、新利根川の守る会じゃないですけれども、監視員といいますか、何かそういう腕章もつけて、こういう人が監視をしますからと広報に載せて、そういうのも創設して、何というのでしょうか、ごみを捨てさせない、河川で物を燃やさないとかそういうことも同時に対策としてやっていかないと、みんな人ごとみたいになっちゃっているから、道路と川というのは、やっぱり河内町は東西に長いわけですから、道路が通っていて新利根川が流れているわけです、あとは利根川ですから、そういう意味では、この新利根川をきれいにするということが我々地元の人にとっては本当に大事なのですね、ですからこれをやっぱり行動に移すということで、今後、議員の皆さんと一緒に強力に対応を考えていくと、対策を進めていくということで、そういう思いを強く持ちましたので、浮き丸を何とか購入する方法を考えて、それをボランティア団体に運用してもらいながら、資金的な部分も含めて早急に、あと我々だけで応援団が足らなければ、地元の県会議員も含めて働きかけをしていくという方向で考えていきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしく願いします。

以上です。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） ありがとうございます。

町長は、河内町のホームページ内の町長挨拶で、河内町は、風景が美しい町である旨の紹介をしております。そして、町の良さを守りながら次の世代に誇りを持ってふるさとをバトンタッチしていきたいというふうな話をしてしております。この町長の思いを実現するためにも、町の環境保全は最も重要なことであると思っておりますので、ぜひとも早期に導入していただき、一刻も早く新利根川の環境改善に着手されますことを期待しまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） ここで休憩いたします。

再開時刻は午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さん、こんにちは。7番諸岡周示です。

師走に入りまして、何かと気持ちがそわそわとなってきたまいました。1年がたつのもあっという間にきてしまいました。そんな中で、新型コロナウイルス感染症がちょうど1年くらいたつと思いますけれども、中国から発生して、今まさに感染拡大が深刻になってきております。少しでも早くワクチンを投与して、減少傾向になってくれればと思うばかりでございます。また、医療に携わっている皆様に、本当に心から感謝そして応援をしたいと思っております。そして、終息することを願っております。

通告に従いまして、今回の一般質問は、コロナ禍などの消費の影響により、来年度米余りによる米価の下落などが心配されます。そのような農業振興対策について質問をいたします。

2番目に、これも以前にも質問いたしましたけれども、事務改善や職員研修など行財政改革について質問いたします。

詳しいことは自席にていたしますので、担当課長そして町長におかれましては建設的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） まず初めに、農業振興対策について質問をいたします。

経営所得安定対策の取り組みの中で、来年度は過剰作付やコロナ禍の影響で主食用米の適正生産量を30から40万トン減らすような必要があるというようなことを農林水産省で言われております。米価の下落を防ぐためには、転作、要は非主食用米を中心とした飼料用米、加工用米、輸出用米、そして小麦や野菜であります。今月、その配分が国のほうから示されようとしていますが、昨日も私、関東農政局の茨城県の拠点の担当者とお話をさせてもらいましたけれども、非常に厳しいというような話がありました。その中で、河内町の基幹産業は農業です。それも米であります。農業者所得を向上するためにどのような取り組みをしなければいけないのか、また町ではなくJA、そして集荷業者、農業法人、認定農家など本当危機感を持って共有し、一体で取り組まなければならないと思っておりますけれども、その辺を担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

主食用米等の需給見通しでは、国において示された基本指針の中で需要に見合った令和3年産の主食用米等の生産量は693万トンとの見通しとなり、需給の均衡を図るためには、前年産比で30万トン以上の減産が必要とされているのは御指摘のとおりでございます。さ

らに主食用米の需要量は、毎年約10万トンのペースで減少を続けており、これに加えて新型コロナウイルス感染症による外食、中食需要が大きく減少していることを踏まえ、在庫量は今年産よりも増加することが見込まれております。これらのことから、令和2年産米の価格の下落以上に令和3年産の米の価格が下落する可能性が高いと言われております。

このような中、現在、国では様々な米の需給安定に向けた対応策が検討されております。その主な対応策の一つ目には、補正予算を財源に水田活用の直接支払交付金を前倒しで対策し、輸出用米、加工用米、麦、大豆、高収益作物への取り組み支援を低コスト生産技術導入を要件に拡充とするもの。二つ目には、飼料用米などに転換を誘導するために、都道府県が転作拡大に取り組む生産者に対して独自に支援を講じる場合には、拡大面積に応じて国が追加的に上乘せして支援を行うもの。三つ目には、台風等の被害による飼料用米の減収への対応措置として、適切な栽培管理を行い、標準単収以上の収量が確実だった場合には、生産コストを補える程度を支援し、生産者が安心して取り組める体制を整えることとしており、このほか米の需要拡大の支援を含め様々な対応策を検討しているようです。

これまで、町でも需要に応じた主食用米の生産の推進に取り組んでまいりました。その結果、令和2年産の戦略作物の作付面積では、飼料用米は、前年産比6ヘクタールの増、輸出用米では同じく18ヘクタールの増、備蓄米は同じく3ヘクタールの増と転作面積は拡大しており、一方で、主食用米は前年比3ヘクタール減と、少しずつではありますが、主食用米の生産が抑制され転作面積が拡大していることから、一定の成果が得られたのではないかと考えております。

これらの取り組みを引き続き推進するため、先月には、稲敷市との合同で認定方針作成者である集荷業者の方や、県の食糧集荷協同組合などの参加により、令和3年産の米をめぐる状況や今年産の販売状況を国や県の説明を受けながら意見交換により課題の共有を図ってまいりました。

今後とも、引き続き、行政のみならずJA、出荷業者、担い手や実需者などの産地が主体となって取り組み、国や県、関係機関とともに連携して、米の需給安定に向けた推進体制の構築に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 関連しますけれども、次に、今、町のほうに出している営農計画書と農地集積の状況などについて質問をいたします。

先ほど、課長が言われましたように河内町の水田耕作は約2,500ヘクタールくらいだと思いますけれども、その営農計画書の提出率、それは何%くらい町でなっているのか、それと同時に、この率ですけれども、営農計画書の率が上げれば上げるほど助成金の確保も私は必要だと、必要ですよ。それでまた、メガファームまではいかなくても農地集積を推進し、拡大されれば、それにより団地化や組織化がされ、もっとスマート農業といわれ

るものが進んで、強いては農業生産者のコストの削減にもつながるのではないかと考えますけれども、国や県そして今言われましたJAなど連携してこれからもその取り組みを何とかいろいろな面でできないものか、町として考えられないのか、その辺を担当課長に質問をします。よろしくをお願いします。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

初めに、営農計画書の提出状況及び助成金の確保につきましては、令和2年度の経営所得安定対策等実施要綱に基づく水田台帳等に搭載されている農業者の数は1,529名であり、このうち営農計画書を提出した農業者は641名で、提出率といたしましては約41.9%となっております。前年度との比較では、農業者数が1,549名に対して、営農計画書を提出した農業者は597名となり約38.5%であったことから、今年度は3.4ポイントの増となっております。

主な要因といたしましては、離農等による農業者数の減少とともに、返信用封筒を活用した返送手続の勧奨などにより提出率の向上が見られたものと考えられます。また、この提出者のうち経営所得安定対策等の申請者が149名おり、内訳といたしましては、水田活用の直接支払交付金の申請者が133名、このうち収入減少影響緩和交付金で、いわゆるナラシ対策にも加入されている方が75名、ナラシ対策のみの加入の方が16名となっております。

町といたしましても、水田活用の直接支払交付金の助成対象者に町単独の転作奨励金を同じく133名に対して助成しているところです。これまでの転作作物の拡大や、単価水準の見直しなどにより、過去3か年の決算額の推移で見ますと、平成30年度が2,254万8,100円、令和元年度が3,026万700円、令和2年度では4,814万3,600円となり、平成30年度との比較では、約2.1倍の決算額の増加が見込まれております。このように、主食用米と同等の単価水準となるよう生産者の所得確保に努めてきたところです。

これらを踏まえ、今後も国の施策である経営所得安定対策等の実効を補完し、近隣市町村との均衡を図りながら、これまで以上に米の需給安定への対応の強化とより効果的な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地集積の状況でございますが、令和2年4月現在で町の集積面積は1,189ヘクタール、集積率といたしましては42.25%となっている状況でございます。地域農業の中心的な役割を担う担い手への農地集積、集約化につきましては、農業の生産性の向上や高収益作物への転換など、効率的かつ安定的な営農を展開する上で不可欠な施策であると考えております。

このような状況から、これまで以上に集積、集約化を加速させるため、現在町では人・農地プランの実質化を進めております。このプランの中では、将来的な農地利用を地域の話し合いをもとに策定し、農地の出し手の明確化と地域の担い手が効率的な耕作が行える

よう集約化を図りながら経営規模の拡大と生産コストの低減に取り組む意欲ある担い手の支援に向けて取り組んでまいります。

また、経営規模の拡大にも対応したスマート農業を実現するため、自動運転田植え機や、食味収量コンバインなどICT等の先端技術の導入や栽培管理支援システムによる作業体系の効率化など、ハード、ソフトの両面から農研機構や農業改良普及センター、農地中間管理機構とともに各関係機関が連携して引き続き担い手の育成支援にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 今、課長から、営農計画書とか農地集積のことを答弁いただきましたけれども、一番感じるのは、大規模の人たちはいろいろな営農計画書を出してまじめにやって補助金をいただいている。ところが二、三町歩の人は、なかなかそれが提出していただけない、だから40%くらいだと思うのですけれども、これから本当これ提出すれば町の財源も必要になってくると思うのですけれども、あと集積も進まない、今の答弁だと半分くらいでしたよね、その辺もっともっと経済課としてやっていただければと思うのですけれども、町のほうの考えとして、ちょっと通告にありました。町長、答弁できますか、よろしくをお願いします。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 確かに、諸岡議員おっしゃるように、農業者所得を上げるということは、今、課長のほうからいろいろ答弁ありましたけれども、打つべき手は全て打つということがまず基本だと思うのです。あと、ちょっと調べてみますと、河内町の農産物の生産量が大体36億円ぐらいなんですね、そのうちお米が27億円ぐらいかな、あとはレンコンとかハウスものなのです。ですから、面積割合からしたら米は非常に多いのですけれども、出荷額からしたら36億円のうちの米が27億円ぐらいですから、そうしますと10億円ぐらいが、面積が本当に大体2,500町歩ですけれども、それ以外のものでレンコンも含めて大体100町歩以内で10億円ぐらいの売上有るのです。ですから、そういうことを考えますと、いかに所得を上げるかといったら、やはり集約化して、経費を削減しても限界があると思うのです。ですから、いかに今のある農地から反当たりの収益を上げるかということも併せて考えなきゃいけないのかなというふうに実際思っています。

ですから、それには、以前、諸岡議員ともいろいろお話をさせてもらった中で、新たな田んぼのできる作物、そういうことも視野に入れていかないと、これは決められた農地の中でいかに反当たりの収益を上げるかといったら、やっぱり作る物も考えていかなくちゃいけないと思うのです。そのあたりを今後は、私は、もう一つの柱として水田に合った、しかも連作障害のない作物を育てていく必要があるのかなというふうに、実はこの間もちょっと私的な部分でお話をいただいたときに、河内町にとって農家の所得を安定的に上げるということは、面積決まっているわけですから、その中で上げるといったらやっぱり反当

たりの収益を上げなきゃいけないという部分で、私はそちらのほうも、もう一つの柱として確立していかなければならない時期だなというふうに思っています。

今、東京のほうでも、飲食店が大分潰れているということでお米もなかなか売れない、やっぱり人が外に出ていなくなってしまうとお米も需要が減っている。しかも、今年はレンコンも値崩れしていて、安いから掘らないなんて話もちょっと耳にしたものですから、そういう意味で、非常に農業を取り巻く環境はこのコロナ禍で以前にも増して厳しいという中で、それでも将来を見越した戦略を立てていく必要があるなというふうに強く感じましたので、専門の方と相談をしながらもう一つの柱を育てていくということも町として応援していければいいなというふうに感じました。

以上であります。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

財政のこともあると思うのですが、今、町長が言われた高収益作物、その辺も含めて、来年度に向けて予算も、できればもう少し今私が進めているものもあるものですから、つけていただければなお願いたいと思います。

関連することですけれども、次に、行財政改革について質問をいたします。

雑賀町長は、消滅可能都市からの挑戦ということで、第五次総合計画が今進んでいる中で、行財政改革大綱の中で、今現在、進められている事務改善についてどの辺まで進んでいるのか、今、雑賀町長が言われた件もちょっと触れたいのですが、やはり専門的な人をもう少し課に置いてやったら、私は、もっといろいろなことができるんじゃないかなと思うのです。今、都市整備課とか経済課にもうちょっと入れたらどうかという話も前からしているのですが、あと、よく都市整備課などは、職員の人材が道路のほうに碎石をまきに行ったり何かしていますけれども、高い給料でああいうことをやっていいのかと、だったらもうちょっと改善することを私は提案したいと思うのです。これから、その件で、秘書課もそうなのですが、総務秘書課長とか都市整備課長、そして財政面からも財政課長にその辺をどう考えているのか質問をしたいと思います。まず、総務課長からお願いします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

初めに、これまでの町の行政改革の取り組み状況について御説明いたします。

町は、平成8年度に第一次行政改革大綱を策定して以来、第二次及び第三次行政改革大綱を策定し、組織改革や事務事業の見直し、定員の適正化等の行政改革に努めてまいりました。平成27年から推進しております現在の新行政改革大綱では、自立的、持続的な財政基盤の確立と時代に即応した組織体制と人材の育成を二つの基本方針としております。

自立的、持続的な財政基盤の確立では、補助金の整理、合理化、税金等の収納率向上、

業務委託等の見直しについて、特に重点的に推進する事項としております。また、時代に即応した組織体制と人材の育成では、事務事業の再編や整理、廃止統合、定員適正化の推進、職員の能力開発の推進等について重点推進項目としております。

町は、新行政改革大綱に基づき推進計画書を定めており、行政改革に取り組んでおりますけれども、毎年、町のホームページ及び「広報かわち」により主な取り組み状況等をお知らせしております。「広報かわち」の今年の8月号では、住民票、印鑑証明書、税務関係証明書の休日受け取りの実施やコンビニエンスストアによる町税等の納付、職員数の適正化、収納率向上対策の推進等についてお知らせをしております。

次に、専門職の任用等についてお答えいたします。

町は、保健師や保育士等、専門的な資格を有した専門職の職員採用や人材育成等について、採用計画及び職員研修実施計画等の作成を行い、町長等と相談の上、計画的な任用や育成に努めてまいりました。一方で、近年の度重なる大規模災害等に対応するため、防災分野の体制強化等も課題となっております。令和2年度は、防災分野に専門的な知見を有した職員を防災担当の危機管理監として任用し、防災分野の体制強化等を図っております。また、職員の任用ではございませんが、都市整備課では、専門的な資格を有した方に、内部での土木設計書等の確認作業を可能とするための業務委託等も行っております。

町は、今後も必要に応じて専門性の高い分野における専門的な知見を有した職員の任用や業務委託等の推進について町長等と相談し、財政負担等も考慮した上で適正に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の町の行政改革の進め方についても御説明させていただきます。

先ほども御説明いたしました。町は平成8年度に第一次行政改革大綱を策定して以来、第二次及び第三次行政改革大綱策定し、継続して行政改革に取り組んでまいりました。現在の新行政改革大綱は、これまでの行政改革の推進事項を継承しつつ、平成27年度からは実施期間を定めずに推進しておりますが、社会情勢の変化等に応じて随時見直しを図ることとしております。

行政改革の担当課である秘書広聴課では、各課に対する事務改善にかかるヒアリング等により事務改善の要望等についての整理や検証等を行ってまいりましたが、今後も町は、少子高齢化の進行や多様化する行政ニーズに柔軟に対応できる自立可能な財政基盤の確立等に向けて行政改革を引き続き推進してまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

諸岡議員からもありましたとおり、現在、町民より町道に穴が開いているという連絡や碎石道路の碎石が沈んでしまった場合などの連絡を受けた場合、現場確認の上、都市整備課職員でも補修が可能な場合については、職員が現場に向かい対応している状況でございます。

ます。その際の碎石や常温合材等につきましては、毎年、原材料費として計上させていただいております。

今後、事務の効率化を図る上でも、道路補修作業については業者に数か所まとめて発注、または作業ができる有資格者を募集し、補修作業を委託するなど、町長、副町長及び関係各課と相談しながら予算への計上について考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 諸岡議員の質問についてお答えいたします。

行政改革の推進につきましては、先ほど総務課長からも説明がありましたが、行政改革大綱に掲げられた推進事項に基づき、事務事業の見直し、定員管理の適正化、経費の節減につながる民間委託などを重点推進項目として推進してきたところでございます。これら事務事業の見直しをもとに歳出の抑制を行うとともに、将来的に必要とされる見込みのある経費にも対応できるよう基金等の積み立てを行うなど、財源の確保にも努めているところでございます。

現在、令和3年度の予算を編成しているところであり、過年度の決算状況と照らし合わせ予算編成時から経常経費の抑制に努めるとともに、住民サービスの低下を招くことのないよう事業の必要性、緊急性を視野に入れて予算の算定を行っております。

御質問いただきました行政改革の推進に伴い必要とされる経費につきましては、担当課の意向及び事業内容の効果等を検証した上で、予算の調整に当たっていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

次に、これも同じような、以前、質問したことがあるのですがけれども、職員研修のことについて少しだけ質問します。今年度の研修実施計画、まずは教えていただきたいと思えます。それと、来年度に向けて、以前質問したときには、茨城県の後期高齢者医療広域連合への外部派遣というような予定があるというようなことがありましたけれども、それ以外にどこか出向させるようなことがあるのか、そして以前にもお話したように、人事交流の計画はできないものなのか、その辺を担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

新行政改革大綱の重点推進項目でもある職員の能力開発の推進として職員研修の推進等がございしますが、令和2年度の職員研修の実施状況も含めましてお答えしたいと思います。

町は、年度ごとに職員研修の実施計画を作成し、計画的な研修の実施に努めておりますが、限られた職員で効率的な行政運営を行うためには、職員一人一人がそれぞれの職責に

応じて主体的に業務に取り組み、個人はもとより組織における業務改善の手法を職員研修等を通じて習得することが必要であると考えております。町は、職員研修実施計画により、茨城県自治研修所の市町村職員研修や稲敷地方広域市町村圏事務組合の共同職員研修等への参加を行っていますが、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、市町村職員が集団で研修を受けることが一時的に困難な状況となりました。現在、茨城県自治研修所等では、新型コロナウイルスについての十分な感染防止対策を行った上で研修日程等の計画を一部変更して職員研修が実施されております。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、インターネットを活用したオンラインでの職員研修や各種会議等の実施が本格的に導入されつつあり、本年度町が計画した実務研修においても外部講師がオンラインで講義を行い、町職員が役場会議室等で研修を受けるといった新しい方法での職員研修を実施しております。今後、こうしたオンラインでの研修等、新しい方法での職員研修の本格的な導入により、これまで地理的な条件等の制約により参加が困難であった研修等にも積極的な参加が可能となるのではないかと期待しております。

また、町は、職員の人材育成を推進するため、新規採用職員から係長、課長補佐、課長等の階層別研修等を計画的に行っておりますが、職員の研修履歴は職員ごとに管理されており、人事や人材育成等の基礎的な資料として活用しております。今後も、町は適切な職員研修実施計画を作成し、計画的な職員研修等の実施により職員の能力向上に努めてまいります。

続きまして、外部機関への町職員の派遣等についてお答えいたします。

現在、町からは、令和2年度から令和3年度の2年間、茨城租税債権管理機構へ職員1名が派遣されておりますが、令和3年度からは令和5年度までの3年間、茨城県後期高齢者医療広域連合へ職員1名の派遣を予定しております。町の職員がこうした外部機関等への派遣により習得した専門的な知識や経験等は、今後の町の業務においてもさらに活用されることを期待しております。

なお、職員数が限られている状況の中で、現在のところ予定されている以外の外部機関等への職員派遣や人事交流等の具体的な計画はございませんが、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 通告にはないのですが、雑賀町長何かありますか。いいですか、ちょっとお願いします。

○町長（雑賀正光君） 今の総務課長から答弁がありましたが、私は、この人的な制約の中で研修を行うということについては、行くだけじゃなくて、相互に交流すれば人的にはお互い支障はないかなと思っていますので、そのあたりをできるところを探してもいいの

かなと、諸岡議員と総務課長とのやり取りを聞いていて、一方通行じゃなくて相互に交流するという形をやってくれるところを探してみてもいいなというふうに感じました。

以上です。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わりますけれども、私がなぜこういうようなことを言わなければいけないということですが、住民の皆様から、例えば、ほかの、近隣の龍ヶ崎市さんとか利根町さんとか、稲敷市さんありますけれども、少し河内町の対応が、申し上げづらいのですけれども、悪いというようなお話もたくさんいただきますので、今以上に大変でも、皆様におかれましてはスキルアップをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、山本 豊君、登壇願います。

〔1番山本 豊君登壇〕

○1番（山本 豊君） こんにちは。1番の山本です。今回は消耗品及び備品等の区分と管理についての質問をさせていただきます。

詳細については、自席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） 今回の質問なのですが、まず、消耗品及び備品等の区分についてですけれども、種類によって違いがあると思うのですが、金額、使用年度等の区分ですか、また寄附等のあった物品についての取り扱い、備品等の区分についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 山本議員の質問にお答えいたします。

消耗品、備品の分類ということでございますが、財務規則に定められております物品の分類の規定に基づく物品分類基準表の区分により分類しております。この物品分類基準表につきましては、大きく大分類として物品を、備品、消耗品、原材料、生産品、動物、不用品、こちらの六つに仕分けした上で、それぞれの性質や使用目的ごとにさらに区分されております。

この分類表におきまして、消耗品とは、短期間の使用によって消費される性質の物、また比較的短期間の使用により消費され、再度の使用ができないようなものであり、主なものとしては、コピー原紙、製図用紙、色紙、鉛筆、ペン、クリップなどの事務用品、収入印紙、収入証紙等の証書類、新聞、雑誌、地図などの定期刊行物などでございます。

次に、備品でございますが、その性質または形状を変えることなく比較的長時間にわたり使用し、かつ保存することができるものであり、机、椅子、戸棚、パソコン、コピー機等の事務用機器類器具、テレビ、ラジオ等の音響機器類、船舶自動車等の船舶車両類など

でございます。これらのほかに美術品や骨董品、資料価値の高い図書や寄附等によるもので評価額が3,000円を超えるものなど、長期的に保存の必要性があるものにつきましても備品として取り扱うこととなっております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） ありがとうございます。

それでは、いろいろ分類分かれている中で、先ほどから言っております消耗品及び備品等の管理、最後の処分等はどのように行っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 消耗品、備品、こちらの管理方法及び処分につきまして御説明させていただきます。

まず、消耗品につきましては、事務用品等の購入段階から原則として総務課において在庫を管理し、予算につきましても一括計上した上で購入しており、それらを使用する際には、同担当職員の承認確認を行った上で使用することとしております。財務規則の規定では物品の出納管理につきましては、会計管理者が行うものと定められておりますが、職員管理を所轄とする総務課において、購入から使用承認までを一括管理することで経費の削減にもつなげているところでございます。

備品につきましては、町財務規則の規定に基づき、その所管に属する備品ごとに物品分類基準表に準じ、使用する課名、品名、規格、数量、購入価格及び購入年月日等を記載した備品台帳を整備した上で管理しております。この備品台帳につきましては、掲載している備品の内容に変更が生じた際、所管課において随時更新しているところでございます。これら備品を使用していくに当たり、修繕を行ったとしても、その後の使用に耐えられなくなった物、もしくは修繕をすることが不利と認められる場合につきましては、町長の承認のもと処分の手続をすることとなっております。

備品等の処分につきましては、備品台帳から抹消した上で廃棄処分することとなっております。売り払いが可能なものにつきましては売却処分することもできることとなっております。備品の管理につきましては、各課において整理した台帳を当企画財政課において総括しているところでもあり、これら消耗品や備品の購入に当たりましては、公金の支出を伴うものでありますので管理の徹底に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） それで河内町の財務規則等により適正に業務執行されているということで勉強になりました。ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（服部 隆君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（服部 隆君） 日程 2、議案第 1 号 河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 3、議案第 2 号 河内町公有財産審議会条例の制定についてを議題といたします。

議案第 2 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 河内町公有財産審議会条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 4、議案第 3 号 河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 3 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程5、議案第4号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程6、議案第7号 河内町農業者トレーニングセンター及び運動広場施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 河内町農業者トレーニングセンター及び運動広場施設使用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程7、議案第8号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程8、議案第9号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程9、議案第10号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程10、議案第11号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程11、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて令和2年第4回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員